

答 申

第 1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った後述の第 2 の 2 の非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

- 1 令和 5 年(2023年)12月 2 日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき、次のとおり公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - (1) 佐久市湯原859番地臼田インター出口（以下「特定の場所 1」という。）での交通違反件数及びそのうち赤信号違反による件数
 - (2) 佐久地域内における交通違反件数の多い場所トップ 5 の場所（以下「特定の場所 2」といい、特定の場所 1 と併せて「特定の場所」という。）及び主な違反内容なお、上記については、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年12月31日までの期間のものとする。
- 2 令和 5 年12月13日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、「対象となる公文書を作成していないため」との理由により、本件請求に係る公文書（以下「本件対象文書」という。）の不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和 5 年12月27日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対して、審査請求を行った。
- 4 令和 6 年(2024年) 1 月12日、本件諮問機関は、審査請求人に対して、審査請求に係る処分内容及び審査請求の趣旨が不明確であること並びに本件実施機関の教示の有無及びその内容が審査請求書に記載されていないことを理由に、補正を命じた。
- 5 令和 6 年 2 月 3 日、審査請求人は、本件決定の取消し及び本件請求で求めた文書の公開を求めて審査請求書を補正した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件実施機関は、弁明書において、交通指導取締りの最大の目的が交通死亡事故の抑

止であるとし、交通事故実態の分析等から交通指導取締りの必要性が高いと判断された場所において実施すると述べているが、そのためには、蓄積されたデータが存在するはずであり、特定の場所における交通違反に関するデータが作成されていないということはありません。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

交通指導取締りは、交通違反件数の多寡により、その実施場所を選定するものではなく、交通死亡事故等の抑止を最大の目的としており、交通事故実態や地域からの要望に基づき、路線（国道何号線等）や時間帯等を考慮して検討し、交通指導取締りの必要性が高いと判断した場所を選定して実施するものである。なお、当該選定の検討経過については、文書を作成している。

つまり、交通指導取締業務においては、特定の場所における違反件数及び違反内容を集計した統計資料を作成する必要がない。

本件対象文書は、交通違反の検挙情報から違反場所や違反内容を一つ一つ確認し、一定の抽出及び集計作業の上、新たに作成しようとしなければ存在しえない。

したがって、本件請求時点において、本件対象文書を管理していないことから、本件決定に違法又は不当な点はなく、本件決定を維持することが妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求の内容について

本件請求の内容は、特定の場所における交通違反の件数や内容に関する文書を求めるものである。

2 本件決定の妥当性について

審査請求人は、交通指導取締りを実施するためには、蓄積されたデータが存在するはずであり、特定の場所における交通違反に関するデータが作成されていないということはありませんと主張する。一方で、本件諮問機関等は、交通指導取締りの実施場所について、選定の検討経過に関する文書は存在するが、交通違反件数の多寡により実施場所を選定するものではないため、特定の場所における違反件数及び違反内容を集計した統計資料を作成しておらず、本件対象文書は存在しないと主張することから、以下、本件実施機関による本件対象文書の保有の有無について検討する。

(1) 交通違反に関するデータ及び統計資料について

当審査会において、本件諮問機関等に対して、交通違反に関するデータ及び統計資料について聞き取りをしたところ、以下のとおり説明があった。

ア 交通違反の検挙情報をデータベースにより管理しているが、交通違反の場所については、特定の場所1でいう「佐久市湯原」の地籍までに限り、違反件数を一覧として検索することができる。しかし、システムの仕様上、地番や「臼田インター出口」といった地籍よりも具体的な情報により検索することはできない。

イ 佐久警察署管内における交通違反の検挙件数に関する統計資料は作成しているが、当該資料は、信号無視等、違反種別の件数が判明するものであって、特定の場所2が判明するものではない。

(2) 特定の場所1について

(1)アのとおり、本件実施機関において、交通違反に関する蓄積したデータベースが存在することが認められる。また、交通違反の場所については、地籍までに限り、違反件数を一覧として検索できるとのことから、特定の場所1でいう「佐久市湯原」に関する交通違反件数については、当該一覧の出力により、公文書として特定できると考えられる。

しかし、システムの仕様上、地番等、地籍よりも具体的な情報により検索できないことから、特定の場所1に合致する一覧を出力することはできないと考えられ、本件請求時点において、本件対象文書を管理していないとの本件諮問機関等の主張は、首肯できる。

したがって、交通違反に関して、参考にするデータは存在するものの、特定の場所1に係る個別の違反内容や件数を記録した公文書を保有しているとは認められない。

(3) 特定の場所2について

(1)イのとおり、佐久警察署管内における交通違反件数の統計資料が存在することが認められる。しかし、当該資料は、違反種別の件数が判明するものであって、特定の場所2が判明するものではないことから、本件請求時点において、本件対象文書を管理していないとの本件諮問機関等の主張は、首肯できる。

したがって、警察署単位で交通違反件数に関する統計資料は存在するものの、特定の場所2及び当該場所に係る違反内容を記録した公文書を保有しているとは認められない。

以上のことから、本件対象文書は、本件請求時点において、作成又は管理しておらず、不存在であるとの本件諮問機関等の説明に不合理な点はない。

よって、本件実施機関が行った本件決定は、妥当である。

3 審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和6年（2024年）	4月18日	諮問
	9月18日	審査請求人及び本件諮問機関からの意見聴取及び審議
	11月26日	審議終結